

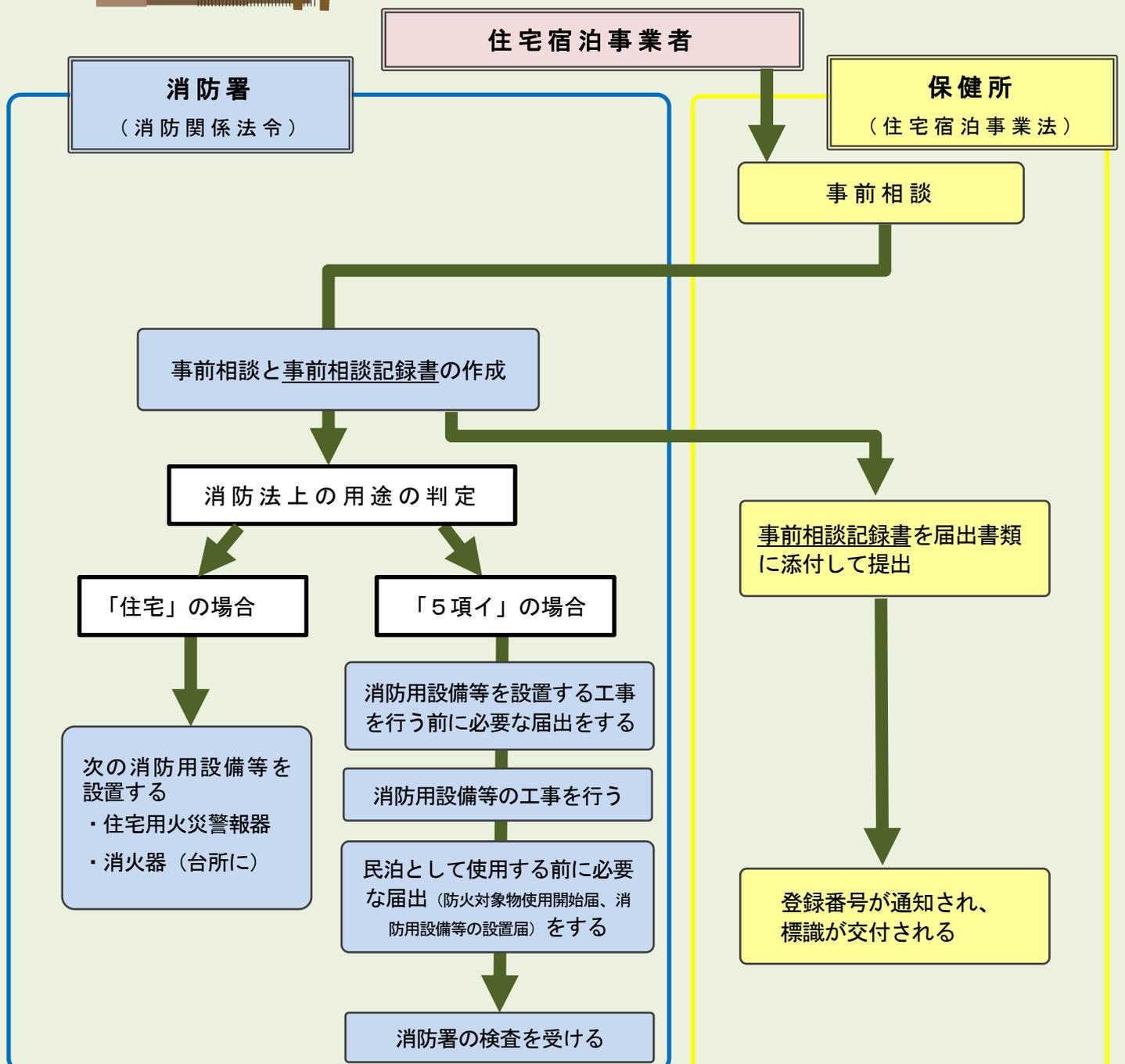
戸建て住宅を民泊として使用する皆様へ

戸建て住宅を民泊として使用しようとする方は、消防署に届出が必要になる場合があります。

《火災予防条例第56条、第56条の2》



保健所に住宅宿泊事業法の届出を予定している方は、この「消防署への手続きフロー」を確認しましょう。



届出に必要な添付書類

- 防火対象物使用開始届出書：東京消防庁のホームページからダウンロードできます。
- 防火対象物概要表：東京消防庁のホームページからダウンロードできます。
- 防火対象物概要表：東京消防庁のホームページからダウンロードできます。
- 案内図：建物付近の地図
- 平面図：建物の各階平面図
- 収容人員（消防法で算定した人員）を添付書類に記載してください。

さらに詳しい内容は、東京消防庁ホームページに掲載されていますので、こちらをご確認ください。

民泊 Q & A



用語集



事前相談について

- 保健所へ相談した後、消防署に連絡し、事前相談の日時を予約してください。
- 相談時間は30分以内となりますので、具体的な相談内容をあらかじめご用意ください。
- 建築に関する内容（模様替え、間仕切り変更、屋外に面する開口部の変更等）は、事前に建築士にご相談ください。

事前相談の予約・お問合せ

成城消防署予防課予防係 電話 03-3416-0119（代表）

申請様式はこちらから
ダウンロードできます。

